

乳時間を手へること。

三 事業主は労働者業務上の傷害疾病に対しては治療に要する一切の費用を負担しその期間中曰給全額を支給すると共に、支給の期間を設けぬこと。

四 工場法施行令第七條の各項同第八條第九條の扶助料及び葬祭料は現行法の三倍とすること。

五 工場法施行令第七條の全文を削除すること。

六 労働者の疾病治療期間中は業務上及び他たるを問はず解雇せらるること。

七 労働者の雇傭契約を解除せんとする場合は勤務年限に応じて豫告期間亦は手当金を累進せしめ現行法の三倍とすること。

八 労働者の解雇に対し本人が一ヶ月以内に歸郷せんとする場合は事業主は帰郷に必要なる費用を負担すること。

九 兵役義務履行に対して特に本人の意志にありかざる場合はその理由に依つて解雇せらるること。

十 臨時雇傭制度を廃し雇傭契約<sup>様式</sup>及び就業規則は法令によつて一般的に規制し事業主の任意の規定を禁止すること。

- 一 事業主、雇主が労働者に対する賠償金強制貯貯金貯貯年限支拂貯貯金の禁止
- 二 事業主雇主の法令違反に対する処罰は体罰若くは現行法の罰金刑の五倍とすること
- 三 其の他事業主に有利なる條文の即時撤廃等

実行法

- 一 日本労働党を通じて本案を政府に提出せしめその実行を迫ると共に政治闘争の中心スローガンたらしめること。
- 二 本同盟は本大會を通じて『工場法徹底的改正同盟』を組織して全国的に大衆運動を巻き起すこと等
- 三 具体的法方は中央執行委員会に一任すること。

以上